

令和7年 3月25日

一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第 9号

一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の月額は、<u>条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表(1)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、<u>扶養親族の増減</u>に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>5 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に<u>100分の</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の月額は、<u>条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>同項第2号から第5号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表(1)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)</u>とする。</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、<u>扶養親族の数の変更</u>に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>5 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に<u>100分の</u></p>

6(管理者の定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で管理者の定める割合)を乗じて得た額とする。

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第11条 略

2 条例第18条第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 部長及びその相当職 次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

ウ 4時間を超え5時間以内の勤務時間
6,000円

(2) 次長及びその相当職 次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

ウ 4時間を超え5時間以内の勤務時間
5,000円

(3) 課長及びその相当職 次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

ウ 4時間を超え5時間以内の勤務時間
4,300円

(4) 専任課長及びその相当職 次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

ウ 4時間を超え5時間以内の勤務時間
3,500円

3 条例第18条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

7(管理者の定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で管理者の定める割合)を乗じて得た額とする。

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第11条 略

2 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 4時間を超え7時間以内の勤務時間
6,000円

(2) 略

ア・イ 略

ウ 4時間を超え7時間以内の勤務時間
5,000円

(3) 略

ア・イ 略

ウ 4時間を超え7時間以内の勤務時間
4,300円

(4) 略

ア・イ 略

ウ 4時間を超え7時間以内の勤務時間
3,500円

3 条例第18条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この

別表第1(第2条関係)行政職給料表

ア 行政職給料表(1)

【別記1 参照】

備考 略

イ 行政職給料表(2)

【別記2 参照】

備考 略

別表第2(第2条関係)医療職給料表

ア 略

イ 医療職給料表(2)

【別記3 参照】

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

【別記4 参照】

備考 略

場合において、職員がした同項の勤務は、
同条第1項の勤務とみなす。

別表第1(第2条関係)行政職給料表

ア 行政職給料表(1)

【別記1 参照】

備考 略

イ 行政職給料表(2)

【別記2 参照】

備考 略

別表第2(第2条関係)医療職給料表

ア 略

イ 医療職給料表(2)

【別記3 参照】

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

【別記4 参照】

備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程第5条の規定の適用については、同条第2項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、条例第6条第2項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日においてこの規程による改正前の一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(以下「改正前の給与規程」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次条に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の号給(以下「旧号給」という。)に応じて付則別表に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において改正前の給与規程別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

(一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第7条 一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(令和6年一宮市病院事業部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (施行期日)	付 則 (施行期日)
1 略	1 略

<p>(経過措置)</p> <p>2～5 略</p> <p>6 一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年一宮市条例第35号)第6条及び第8条、一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程第5条及び第6条第2項並びに一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)第5条から第9条まで及び第12条第2項から第7項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 略</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2～5 略</p> <p>6 一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年一宮市条例第35号)第6条_____、一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程第5条及び第6条第2項並びに一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)第5条から第9条まで及び第12条第2項から第7項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(委任)

第8条 付則第2条から付則第6条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。